

安全保障理事会決議 1860 (2009)

2009年1月8日、安全保障理事会第6063回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 242 (1967)、338 (1973)、1397 (2002)、1515 (2003) および 1850 (2008) を含む安保理関連諸決議の全てを想起し、

ガザ地区が 1967 年に占領された領土の不可分の一部を構成したパレスチナ国家の一部であることを強調し、

全ての一般市民の安全および福祉の重要性を強調し、

暴力の拡大および情勢の悪化、とりわけ停戦期限の延長を拒否して以来の多くの一般市民の犠牲者の発生に深刻な懸念を表明し、パレスチナおよびイスラエルの一般市民が保護されなければならないことを強調し、

ガザにおける人道的危機が深まっていることにも深刻な懸念を表明し、

ガザ検問所を通じての物資と人の継続的かつ定期的な流れを確保する必要性を強調し、

ガザ内において人道的および経済的支援の提供に UNRWA が果たす肝心な役割を認識し、

イスラエル-パレスチナ紛争に対する恒久的解決は平和的手段によってのみ達成され得ることを想起し、

安全かつ国際的に認識された境界線内で平和のうちに生活する当該地域における全ての国家の権利を再確認し、

1. ガザからのイスラエル軍の全面的な撤退を導く、即時の、安定したかつ全面的な停戦の遵守の緊急性を強調しかつ要請する。
2. 食糧、燃料および医療物資を含む、人道支援のガザの至る所での妨害されない提供および配布を要請する。
3. 人道支援の継続的な提供のための人道的回廊およびその他の手続の創設と開始を目的とした発案を歓迎する。
4. 加盟国に対し、UNRWA に対する緊急を要する追加的拠出およびアド・ホック現地委員会を通じてを含む、ガザにおける人道的および経済的状況を緩和する国際的な努力を支援することを求める。
5. 一般市民に対して向けられた全ての暴力行為および戦闘行為並びに全てのテロリズムの行為を非難する。
6. 加盟国に対し、武器および弾薬の違法取引の防止を含む安定した停戦と平穏を維持するためガザにおける措置および保証を提供するための努力を強化することならびにパレスチナ当局とイスラエルとの間の移動及びアクセスに関する 2005 年合意を基礎とした検問所の継続的な再開を確保することを求め、これに関連して、エジプトの発案と進行中の他の地域的および国際的な努力を歓迎する。
7. 2008 年 11 月 26 日の決議において表明されたように、また、安全保障理事会決議 1850 (2008) およびその他の関連決議に一致した、エジプトおよびアラブ連盟の仲介努力の支援を含むパレスチナ内部の和解に向けた具体的な措置を奨励する。
8. 安全保障理事会決議 1850 に想定されたように、二つの民主的な国家である、イスラエルとパレスチナが、安全かつ国際的に認識された境界線内で平和のうちに隣り合って生活するという地域のビジョンに基づいた包括的な和平を達成するための当事者および国際的な共同体による更新され

たかつ緊急の努力を要請し、また、アラブ和平イニシアティブの重要性も想起する。

9. 当事者との協議の上で、2009年モスクワにおける国際会議を4か国が考察していることを歓迎する。
10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。